〈銚子商工〉ビジネスネットバンキングサービス
被害補償ご利用規定

第１条　補償対象者

本サービス契約者

第２条　適用範囲

本サービスを利用した不正払戻し等による被害額を補償（以下、「本補償制度」といいます。）いたします。

第３条　補償上限金額

本補償制度では本サービス１契約につき、１年間に３，０００万円を補償金額の上限とします。

ただし、下記第１０条（８）のセキュリティ対策が講じられていない場合、１年間に１，０００万円を補償金額の上限とします。

なお、１年間の基準日は毎年４月１日から翌年３月３１日までの期間とします。

第４条　補償開始日

本補償制度は平成２９年９月１日（金）より開始するものとし、補償開始日以降に生じた不正払戻し等による被害について補償いたします。

第５条　補償対象期間

本補償制度の対象となる不正払戻し等は、当組合が契約者から不正払戻し等による被害について届出を受理した日（以下、「届出受理日」といいます。）の３０日前以降、届出受理日までの期間に実施された不正払戻し等が対象となります。

第６条　補償対象金額

本補償制度による補償対象金額は、第３条に定める範囲内で、第５条に定める補償対象期間に行われた不正払戻し等による被害額（附帯する手数料や利息の額に相当する金銭の金額を含みます。）から次に定める金額を控除した金額とします。

（１）契約者が加入される保険契約等から支払を受けた保険金または共済金

（２）第８条第１項（４）に定める組戻し手続等により被害額の回収が行われた金額

（３）契約者が不正払戻し等を行った者から支払を受けた損害賠償金または不当利得返還金の額

第７条　補償基準

本補償制度により補償を行う際には、契約者の被害に遭われた状況等を踏まえ、当組合において個別に補償の有無および金額についての判断を行います。

第８条　補償要件等

本補償制度の適用要件を次のとおり定めます。

１．補償の要件

ＩＤ、パスワード等、暗証番号等、電子証明書の盗取等により行われた資金移動等（以下、

「不正払戻し等」といいます。）については、次の各号のすべてに該当する場合、契約者は当組合に対して当該資金移動等にかかる損害（附帯する手数料や利息を含み、第６条各号に定める金額を除きます。）の額に相当する金額の補償を請求することができます。

（１）本サービスによる不正払戻し等の被害の発生後３０日以内に、当組合にご通知いただいていること。

（２）当組合の調査に対し、契約者から十分なご説明をいただいていること。

（３）契約者が不正払戻し等の被害に気づかれた後、速やかに警察署に被害を届けて、警察署への被害事実等の事情説明を行い、その捜査に協力されていること。

（４）契約者が、振込先金融機関に対して、組戻し請求手続きを行っていること。

２．補償対象額

前号の請求がなされた場合、当組合は第５条に定める補償対象期間になされた不正払戻し等にかかる第６条に定める補償対象金額について、第７条に定める補償基準に従い、第３条に定める補償上限金額および第６条に定める補償対象金額を限度として補償します。

３．補償の制限

（１）第２項にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、当組合は補償いたしません。

① 不正払戻し等が行われたことについて当組合が善意かつ無過失であり、かつ次のいずれかに該当する場合。

ア． 不正払戻し等が契約者の故意による場合、または契約者の役員、従業員等関係者の犯行もしくは契約者の役員、従業員等関係者が加担した不正な取引である場合、もしくは契約者の配偶者、二親等以内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人その他使用人による不正な取引である場合。

イ． ＩＤ、パスワード等、暗証番号等の本人確認情報や、本サービスを使用するパソコンを第三者に提供・貸与した場合。

ウ． パソコンが盗難に遭った場合において、ＩＤ、パスワード等、暗証番号等の本人確認情報をパソコンに保存していた場合。

エ． パソコンにセキュリティ対策ソフトを利用していない場合。

オ． 第三者からの指示または強要に起因して生じた損害である場合。

カ． 契約者が、被害状況についての当組合に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合。

キ． 戦争・内覧または地震もしくは噴火またはこれらによる津波に基づく著しい秩序の混乱に乗じてなされた行為による損害。

ク． その他、契約者に上記と同程度の過失が認められた場合。

（２）第２項にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、当組合は補償対象金額の全部または一部について補償いたしません。

なお、単一の項目について過失があるからといって、単純に補償割合を減額することはございません。諸般の事情を総合的に勘案し、補償割合を決定させていただきます。

① 第１０条に定めるセキュリティ対策の全部または一部を講じていない場合。

② 第１０条に定めるほか、当組合が推奨する環境で本サービスを利用していない場合。

③ 当組合が注意喚起しているにもかかわらず、フィッシング画面等へ不用意にＩＤ、パスワード等、暗証番号等の本人確認情報を入力してしまった場合。

④ その他、契約者に過失が認められた場合。

第９条　契約者の「過失」

本補償制度上、次の事例に該当する場合または次の事例と同程度の注意義務違反が認められる場合は、第８条第３項（２）④の「過失」となるものとします。

（１）　契約者が、正当な理由なく、他人にＩＤ、パスワード等、暗証番号等を回答し、あるいは安易にワンタイムパスワードアプリを格納した携帯電話またはスマートフォン等を渡した場合。

（２）　パソコンが盗難に遭った場合またはパソコンを紛失した場合において、ＩＤ、パスワード等、暗証番号等をパソコンに保存していた場合など、ＩＤ、パスワード等、暗証番号等を他人に容易に奪われる状態に置いた場合。

（３）　当組合が注意喚起しているにもかかわらず、メール型のフィッシングに騙されるなど不用意にＩＤ、パスワード等、暗証番号等を入力した場合。

第１０条　セキュリティ対策

本補償制度の適用を受けるに当たり、契約者は次に定めるセキュリティ対策を講じているものとします。

（１）　パソコンに関し、基本ソフト（ＯＳ）やウェブブラウザ等、インストールされている各種ソフトウェアを最新の状態に更新すること。

（２）　パソコンにインストールされている各種ソフトウェアで、メーカー等のサポート期限が経過した基本ソフトやウェブブラウザ等を使用しないこと。

（３）　パソコンにセキュリティ対策ソフトを導入するとともに、最新の状態に更新したうえで稼動すること。

（４）　パソコンに当組合が無償で提供している不正対策ソフト「Phish Wall（フィッシュウォール）プレミアム」をインストールして利用すること。

（５）　パソコンの盗取・紛失等を生じさせないよう安全に管理し、利用者権限を有する者以外によるパソコンの操作を行わせないこと。

（６）　パソコンを第三者に貸与・譲渡または担保差し入れしないこと。

（７）　ＩＤ、パスワード等、暗証番号等を厳格に管理し、定期的にこれを変更すること。

（８）　電子証明書とワンタイムパスワードの両方を使用すること。

（９）　当組合が指定した正規の手順以外で電子証明書またはワンタイムパスワードを利用しないこと。

（１０）　振込・振込依頼の受付け結果など当組合が契約者の登録アドレス（本サービスの利用に際して契約者が登録したアドレスをいいます。）にあてて送信した電子メールを受信し、この内容を確認すること。また、当組合が送信する電子メールが迷惑メール等として不着とならないよう必要な措置を講ずること。

（１１）　登録アドレスが変更となった場合は変更登録を行っていること。

（１２）　パソコンの改造等を行わないこと。この改造にはシステムファイルの改造等、いわゆるルート化を含みます。

第１１条　代位等

当組合が本規定に基づき不正払戻し等による被害額の補償を行った場合は、当該補償金額において、当該金額に係る預金の払戻し請求権は消滅します。また、当組合は当該補償金額を限度として、不正払戻し等を受けた者その他第三者に対して、契約者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

第１２条　連絡先

不正払戻し等やＩＤ、パスワード等、暗証番号等の盗用、本サービスを利用しているパソコンの盗難等に気づいた場合は、当組合本支店にご連絡ください。

第１３条　規定等の準用

本規定に定めのない事項については、本サービスにかかる規定、関係する各種規定により取扱います。

第１４条　規定の変更等

この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。規定の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。なお、当組合の責めによる場合を除き、規定の変更によって生じた損害については、当組合は責任を負いません。

以　上

R05.01.01